

役員一覧表

(令和8年4月1日現在)

職名	氏名	職業	任期	専任区分	外部役員
理事長	深堀 和子	学校法人深堀学園 理事長	令和7年10月20日から 令和11年定時評議員会終結の時まで	2号	
理事	深堀雄一郎	外語ビジネス専門学校 校長	令和6年4月1日から	1号	
〃	平岩 賢志	グローバルBiz専門職大学 学長	令和7年10月20日から 令和11年定時評議員会終結の時まで	3号	
〃	飯島 郁政	元 ブランズウイック ジャパン(株) 代表取締役	令和7年10月20日から 令和11年定時評議員会終結の時まで	3号	○
〃	齋藤 佳則		令和7年10月20日から 令和11年定時評議員会終結の時まで	2号	○
〃	加藤 宏明	(株)カトートレジャーグループ 代表取締役社長	令和7年10月20日から 令和11年定時評議員会終結の時まで	3号	○
監事	高坂知博	MILLER 日本事務所 所長	令和7年10月20日から 令和13年定時評議員会終結の時まで	/	○
〃	佐野 真一	ビービーメディア(株) 代表取締役	令和7年10月20日から 令和13年定時評議員会終結の時まで	/	○

役員に関する規定

この規定は学校法人深堀学園の役員について定めるものである。

(役員の定義)

第1条 本規定について、役員とは理事及び監事とし、学校法人において勤務することが常態である者を常勤の役員とする。それ以外の役員を非常勤の役員とする。

(規定の適用)

第2条 本規定に定めのない事項は、学校法人深堀学園の教員・職員の就業規則、付属規則等を必要に応じて適用する。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は各役員別の基本額に基づき、前年度の学園の収入実績等や学園に対する事業実務協力の貢献度に応じ、理事長が算定し理事会で決定する。(無償も含む)

役職	理事長	常任理事	非常勤理事	常任監事	非常勤監事
基本額	1,000~3,000	500~2,000	5~100	12~500	5~100

(単位：万円)

(定年)

第4条 役員の定年は、満 80 歳とする。ただし、特に必要と認められた役員については、定年を延長することがある。

(役員退職金)

第5条 役員退職金は、役員として学校法人に対しての貢献に応じ、辞任または任期満了により退職した者に支給する。ただし、次に掲げる場合は、役員退職金を減額する、または、支給しないことがある。

- (1) 退職時に所定の手続きおよび事務処理等をせず、学校法人の運営等に問題が生じた場合
- (2) 退職時ないし在任中に、学校法人の名誉を害し、信頼を傷つける、または、傷つけるおそれのある行為があった場合
- (3) その他、役員として不適切な行為があった場合、減額ないし不支給を認めた場合

(役員退職金の基準)

第6条 役員退職金の算定は、各役員別の基本額に対し、事業実務協力及び推進実績を考慮した額とする。(無償も含む)

役職	理事長	常任理事	非常勤理事	常任監事	非常勤監事
基本額	300万円	100万円	5万円	30万円	5万円

第7条 在任期間は、教職員を兼務している期間、1年に満たない年度は算出しない。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。